

令和5年度農業経営高度化支援事業（国庫）

令和5年度に法人化し、常時雇用を検討されている農業経営者は、以下の内容をご確認のうえ、経営サポート専属スタッフ（横尾）までご連絡ください。

【事業の内容】

交付要件を満たした農業経営者に対し、県から定額25万円を交付

【交付要件】

- ① 「さが農業経営・就農支援センター」の重点指導農業者に選定され、専門家（中小企業診断士等）による経営診断を受けること。
 - ② 診断の結果を踏まえ、専門家（中小企業診断士等）による支援を受けながら、経営戦略を策定すること。
 - ③ 専門家（社会保険労務士等）による指導を受け、令和5年度中に以下の項目を達成すること
 - ・法人の設立
 - ・適切な就業規則の作成
- ※農業における労働時間等の労働基準法の適用除外は認められません
- ・7か月以上の期間を定めた者の雇用

【留意点】

- ①経営診断に当たっては、決算書等の経営情報を提供していただきます。
- ②交付要件を満たした場合でも、予算枠や要望調査時期の関係で交付を受けられないことがあります。